

## 寺泊地域委員会分科会設置（案）

### 1. 分科会設置の趣旨

- ・平成20年度第1回地域委員会において、「寺泊地域の様々な課題について分野別に分かれて自由に意見交換する場が必要である。」との意見を受けて分野別に分科会を設置するもの。

### 2. 分科会の業務

- ・地域委員会が専門的に検討することが適当であると認める事項について分科会で協議する。

### 3. 分科会の設置

- ・総務教育市民福祉分科会・産業建設水道分科会の2分科会を設置。
- ・委員は各分科会各々7名とし、正副地域委員長も構成員になるものとする。
- ・各分科会の委員のメンバーは地域委員会閉会中に各委員の意向を聞いて決定し、次回委員会において報告するものとする。
- ・各分科会ごとに「分科会長、書記」を置く。
- ・正副地域委員長は、分科会長になることはできない。
- ・オブザーバーとして、支所担当課長は関係する分科会に出席し、意見を述べることができる。

### 4. 分科会の開催について

- ・分科会の開催日程及び回数は各分科会長に一任する。
- ・各分科会の書記は議事録を作成するものとする。（要点のみ）

### 5. 分科会の報告

- ・各分科会長は協議された内容を取りまとめ、事務局に文書で提出するものとする。
- ・分科会長は所管する分科会で取りまとめた内容について、地域委員会で報告するものとする。

### 6. その他

- ・各分科会から報告があった事項について、地域委員会で諮り、決定するものとする。